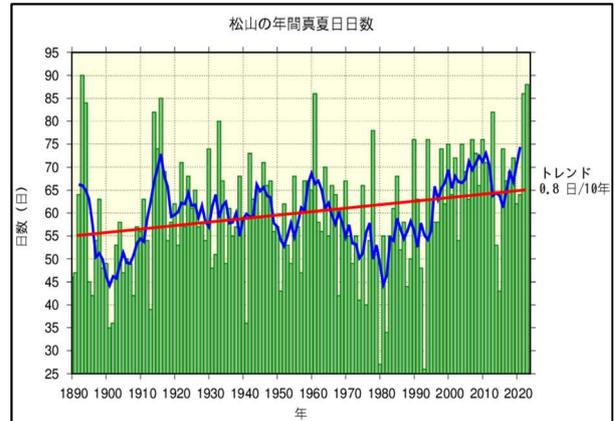


【8月の気象】

8月の季語では「炎天」「真夏日」「積乱雲」など、夏の暑さを思わせるものが多くなっています。例年太平洋高気圧に広く覆われて晴天の暑い日が続き、1年のうちで一番気温が上がる月となります。季語にある真夏日（最高気温が30度以上の日）の松山の年間日数は、10年で0.8日の割合で増えています（第1図）。暑いだけでなく強い日射によって地面付近の空気が暖められて上昇気流が強まると、積乱雲（入道雲、雷雲）が発生・発達し、局地的に急な強い雨や落雷、竜巻などの激しい突風をもたらすことがあります。落雷や竜巻などの激しい突風が予想される場合に、気象台では雷注意報や竜巻注意情報を発表して注意を呼びかけます。気象情報で「雷を伴う」「大気の状態が不安定」「竜巻などの激しい突風」といった言葉が使われていたら、天気の変化に注意してください。雷の音が聞こえたり、黒い雲が近づいたり、急に冷たい風が吹いてきたときは、発達した積乱雲が迫っているサインです。屋外にいる場合は、頑丈な建物など安全な場所へ速やかに避難してください。河川や水路等、急な強い雨による増水にも注意が必要です。



第1図 松山の年間真夏日日数(1890年~2023年)

引き続き、熱中症や農作物の管理には十分注意してください。熱中症の予防には気象庁と環境省が共同で発表している「熱中症警戒アラート」をぜひご利用ください。

熱中症警戒アラートのHPはこちら↓

<https://www.wbgt.env.go.jp/alert.php>

【気象用語】「熱中症特別警戒情報」について

「熱中症特別警戒情報（熱中症特別警戒アラート）」が今年の4月より運用を開始しています。

近年、熱中症による死亡者が1000人を超える年もあり、熱中症対策を強化するため「気候変動適応法」が改正されました。これにより、気象庁と環境省で取り組んでいた「熱中症警戒アラート」が「熱中症警戒情報」として法に位置づけ、一段上の「熱中症特別警戒情報（熱中症特別警戒アラート）」が創設されました。

「熱中症警戒アラート」及び「熱中症特別警戒アラート」ともに県内の暑さ指数情報提供地点（以下、提供地点）において、暑さ指数がある閾値を超える予想がある場合に発表されます。「熱中症警戒アラート」は提供地点のいずれかで、暑さ指数*33を超えると予想される場合に、前日17時または当日5時に発表します。「熱中症特別警戒アラート」は提供地点のすべてで暑さ指数35を超えると予想される場合に前日14時に発表します。

愛媛県で「熱中症特別警戒アラート」が発表される可能性は今のところ低いと考えられますが、今後、地球温暖化が進めば、何年後かには発表される可能性はあります。

「熱中症特別警戒アラート」が発表された場合、

- ・ 広域に過去に例のない危険な暑さとなり、人の健康に係る重大な被害が生じるおそれがあります。
- ・ 自分を守るだけでなく、危険な暑さから自分と自分の周りの人の命を守ってください。
- ・ 今まで普段心掛けていただいている熱中症予防行動と同様の対応では不十分な可能性があります。

等、環境省HPで呼びかけられています。「熱中症特別警戒アラート」について、詳しくは環境省HP「熱中症予防情報サイト」をご覧ください。

熱中症予防情報サイト

https://www.wbgt.env.go.jp/about_special_alert.php

*暑さ指数とは、人と外気との熱のやり取り（熱収支）に着目し、気温、湿度、日射、輻射、風の要素をもとに算出する指標